

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（852））
2. 日 時：平成30年4月10日 10時00分～11時00分
14時00分～18時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、吉村上席安全審査官、干明主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他30名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 担当 他8名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他3名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他3名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月6日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち原子炉冷却系統施設の基本設計方針、中央制御室の居住性に関する説明書、緊急時対策所の居住性に関する説明書並びに安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（原子炉冷却系統施設）関係】

- 技術基準規則第20条への適合性について、サプレッション・チェンバ真空破壊弁の設置状況を踏まえ、規制上の位置づけを整理して提示すること。
- 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧系）の技術基準規則第32条第4項への適合性について、原子炉運転中における試験として整理して提示すること。
- 技術基準規則第33条第6号への適合性について、当該規則上、第5号の設備により除去された熱の輸送を前提としていることから、常用系の原子炉補機冷却系及び海水系を記載する考え方を整理して提示すること。

【中央制御室（緊急時対策所）の居住性に関する説明書関係】

- 緊急時対策所の正圧化時のアウトリーク量の考え方について、設計目標となる内外気圧差20Paに対し、評価上のリーク量は30Paを用いる安全設計上の考え方を説明すること。
- 敷地境界線量評価に対するブローアウトパネルの開口の有無の影響を説明すること。
- 気象データの代表性について具体的に記載すること。
- 居住性評価に関して、中央制御室等の容積の算出根拠となる寸法等を図面にて示すこと。

- 評価点の選定の考え方については、線源からの距離や遮への有無など、安全設計上の観点から説明すること。
- 緊急時対策所の換気空調系の設計について、ばい煙や有毒ガスに対してどのような設計をとるのか説明すること。
- 緊急時対策所の換気空調系の図面については、運転モード毎に示すこと。
- 基本的設計方針のエビデンスは別添で詳細を説明すること。
- 緊急時対策所非常用フィルタ装置の設置位置の考え方については、具体的に記載すること。
- 酸素濃度計については、重大事故対策の記載のみであるが、設計基準についても説明すること。
- 放射性物質の放出量評価に用いる入力条件については、その安全設計上の考え方を網羅的に説明すること。
- 放出量評価の評価方針については、内規の記載ではなく、東海第二発電所の評価方針を記載すること。

【安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書関係】

- 各安全弁の吹出量について、表上に示されている設計確認値の申請上の扱いについて整理して提示すること。
- 公称吹出係数、逃がし弁の入口・出口部での差圧等の設定の根拠について整理して提示すること。
- 対象の安全弁等の系統上での位置がわかる図面を添付すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針 抜粋資料
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 蒸気タービンの基本設計方針 抜粋資料
- ・ 東海第二発電所 工認ヒアリング 年間説明スケジュール表（案）
- ・ 屋外重要土木構造物及び津波防護施設の資料提出スケジュールについて
- ・ 遮蔽モデル上でのブローアウトパネルの扱いと影響評価